

○古河市公共交通活性化会議設置要綱

平成20年2月25日

告示第47号

改正 平成22年4月1日告示第113号

平成23年5月24日告示第152号

平成24年3月30日告示第100号

平成29年8月2日告示第229号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議し、及びそれらの事項に関する事業を行うため、古河市公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 活性化会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の公共交通政策の推進に関する協議
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態及び運賃、料金等に関する協議
- (3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関する協議
- (4) 生活交通の調査等に関すること。
- (5) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定される地域公共交通網形成計画等の策定に係る協議に関すること。
- (6) 地域公共交通総合連携計画及び前号の協議を経て策定された計画の推進及びこれらの計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、活性化会議の運営方法その他活性化会議が必要と認めること。

(組織)

第3条 活性化会議の委員（以下「委員」という。）は、21人以内で組織す

る。

2 委員は、市長及び次に掲げる者で市長の委嘱又は任命を受けた者をもつて充てる。

- (1) 市民又は公共交通の利用者の代表者
 - (2) 学識を有する者
 - (3) 国及び県の関係行政機関の代表者
 - (4) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
 - (6) 市の職員
 - (7) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 活性化会議に会長及び副会長を1人置く。

- 2 会長は、市長とし、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、活性化会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 活性化会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑

な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができます。

(幹事会)

第7条 活性化会議は、第2条各号に規定する所掌事項その他活性化会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 活性化会議は、活性化会議に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員は、活性化会議で協議が整った事項については、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 活性化会議の運営に関する経費は、市その他の団体等からの負担金及び国からの補助金その他の収入をもって充てる。

(庶務)

第11条 活性化会議の庶務は、公共交通主管課において処理する。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成20年2月25日から施行する。

附 則（平成22年告示第113号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第152号）

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第100号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第229号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年8月2日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員（以下「現委員」という。）は、この告示による改正後の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員とみなし、その任期は、現委員としての残任期間とする。